

(様式1)

令和7年度

永年勤続優良従業員推薦書

宜野湾市商工会

会長 長堂 昌太郎 殿

写真を貼付する
こと。
(上半身脱帽)

企業名 _____

代表者 _____ (印)

所在地 _____

電話番号 _____

設立年月日 _____

下記の者を永年勤続優良従業員として推薦します。

令和7年 月 日

(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日			
住所			
採用年月日 (西暦)	西暦	年	月 日
勤続年数	年	ヵ月	(令和7年4月1日を基準とする)
地位・職務			
推薦理由	-----		

宜野湾市商工会優良従業員表彰規程

第1条 永年勤続優良従業員の表彰は、各企業体に於ける優良なる永年勤続優良従業員を選抜し、表彰することによって斯業に精励せしめ、以って企業の推進発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会の会員事業所に働く従業員に対する表彰については、この規程の定めるところによる。

第3条 本会は、勤務成績優良にして品行方正かつ他の模範となり常に商業道徳を重んじ、公正な取引で事業の信用を高め、その企業の繁栄に寄与した従業員で次の各号の一つに該当するものを永年勤続優良従業員として表彰する。

- (1) 勤続年数が5年以上10年未満の者（1回限り）
- (2) 勤続年数が10年以上15年未満の者（1回限り）
- (3) 勤続年数が15年以上20年未満の者（1回限り）
- (4) 勤続年数が20年以上25年未満の者（1回限り）
- (5) 勤続年数が25年以上30年未満の者（1回限り）
- (6) 勤続年数が30年以上35年未満の者（1回限り）
- (7) 勤続年数が35年以上40年未満の者（1回限り）
- (8) 勤続年数が40年以上45年未満の者（1回限り）
- (9) 勤続年数が45年以上の者（1回限り）

2 勤続年数は、市内同一事業所に限って勤続を通算する。

（金融機関等で市内に所在する支店間異動の勤続は通算できる。）

3 勤続年数の計算の基準日は、毎年4月1日とする。

第4条 永年勤続優良従業員の推薦は、所定の様式1によりその事業所の代表者氏名をもって行なう。

第5条 被表彰者の決定については、事業所より推薦された者を本会の審査委員会に於いて審査した上、表彰該当者として認められた者を被表彰者とし、所定の様式2によりその事業所に通知するものとする。

第6条 表彰は、本会の通常総代会において会長がこれを行う。

2 被表彰者には、表彰状および記念品を贈呈する。但し、勤続30年以上の被表彰者には沖縄県商工会連合会会長と連名の表彰状及び記念品を贈呈することができる。

第7条 表彰経費支弁のため、被表彰者の会員事業所に経費の一部を負担させることができる。